

# 船舶事故等調査報告書

平成22年6月24日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009広第307号	
事故等種類	転覆	
発生日時	平成21年11月30日 09時50分ごろ	
発生場所	広島県江田島湾 安芸中田港小方北防波堤灯台から真方位138°500m付近（概位 北緯34°14.0′、東経132°26.4′）	
事故等調査の経過	平成21年12月1日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	作業船 いりふねでふね、5トン未満（登録長11.30m）	
船舶番号、船舶所有者等	271-1445広島、中谷造船株式会社	
乗組員等に関する情報	船長、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	機関を濡損	
事故等の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、B船が台船（以下「C船」という。）をえい航した引船列（以下「本件引船列」という。）を構成して航行する際の本件引船列の補助作業船（プレーキ船）であった。A船は、C船からえい航索を取り、A船の船尾に設けられたえい航用フックにえい航索を掛け、江田島湾内を約3ノットの速力で被えい航中、平成21年11月30日09時50分ごろ、右舷側に転覆した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南西、風速 約1.4m/s、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の初期、海上 平穏	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は、江田島湾において、本件引船列を減速させるなどの補助作業船として船首を航行方向とは逆に向けて、えい航されていたものと考えられる。 A船は、被えい航中、右転する傾向があったため、左に当て舵を行っていたものと考えられる。 船長Aは、C船の向きを変えるため、機関を回転数毎分600～700の前進とし、舵を右にとったものと考えられる。 船長Aは、被えい航中、A船の船首が右回頭し、船首方向が本件引船列の航行方向に対してほぼ直角になってA船が横引き状態となり、船体が右舷側に傾斜し始めたので、操舵室の外に出たころ、A船が右舷側に転覆したものと考えられる。

原因	本事故は、A船が、江田島湾において、本件引船列の補助作業船として航行方向とは逆の方向に船首を向けて被えい航中、機関を前進として舵を右にとつたため、船首が右回頭して横引き状態となり、右舷側に転覆したことにより発生したものと考えられる。
----	--